

第2 実施体制等の整備に関する事項

1 平常時からの取組み

災害発生時に迅速かつ適切に対応するため、平常時より次に掲げる点に留意し、災害に備えた対応に努めること。

ア 市町村からの迅速・的確な情報収集、都道府県庁内部における縦と横の部局間の情報共有・情報伝達のためのシステム構築を図り、発災時において迅速な意思決定が図られるようにすること。

イ 都道府県・市町村間で意見交換を行い、災害発生時の役割分担等を勘案し、市町村に事務委任する救助の内容や手続き等の基本的なルールをあらかじめ事前に取り決めておくなど、発災後速やかに必要に応じて事務委任が行えるようにすること。

ウ 被災者の住まいの確保に向けて、建設型の応急仮設住宅における建設候補地の選定、地域の実情に応じた標準仕様の設定、事業者との協定の締結等や借上げ型の応急仮設住宅として活用する民間賃貸住宅の空き住戸の把握、関係団体等との協定の締結等に努めること。

エ 大規模・広域的な災害については、被災都道府県の救助のみならず、他の都道府県の応援が必要となる場合があるため、発災時に円滑な応援が行われるよう、都道府県間ににおいてあらかじめ援助協定を締結し、応援要請の手続き、費用負担等について可能な限り詳細に定めること。

なお、市町村間における援助協定についても同様であるので留意されたい。

また、これら応援に要した救助費用について、災害救助法に基づく救助に該当するものは、災害救助法第20条により求償することが可能であり、求償に要した経費についても国庫負担の対象となるので積極的な援助締結を図られたい。

2 人的体制の整備

(1) 要員の確保

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのあるときには、職員が決められた場所に自発的に参集する体制を整備しておくこと。

イ 平常時から、災害時を想定した職員の参集訓練を実施しておくこと。

ウ 交通機関の混乱や途絶の可能性があることを想定し、職員に自転車や徒步を含む参集場所への複数の交通手段を確保しておくこと。

エ 交通機関の混乱や途絶、また、職員自身の被災などによる救助要員の不足が想定されるため、緊急時における当面の間の、他部局や地方機関の職員による応援等の補完体制を整備しておくこと。

オ 市町村所管部局においては、膨大な災害関連業務が発生することが予想されることから、市町村に対し、救助と併せて、要配慮者への支援対策を円滑に実施できる要員体制を確保しておくよう指導すること。

カ 要員が不足する場合には、他の都道府県等からの応援の要請等についても検討すること。

キ 民生委員、各種相談員、保健師の訪問等による積極的な需要等の把握に努めること。

ク できる限りの要員を確保し、できる限り被災者の話を聞くことが、次の観点から重要であることを認識し、他の都道府県からの応援職員・派遣職員やボランティア等の活用なども検討すること。

(ア) できる限り被災者の話を聞くことで被災者の需要を的確に把握することが可能となる。

(イ) 精神的な打撃のため需要等が顕在化しない者も想定されることから、できる限り被災者の話を聞くように努めることが、正常なストレス反応 (Normal response) の消失を図り、急性ストレス障害 (Acute Stress Disorder, ASD) や心的外傷後ストレス障害 (Post Traumatic Stress Disorder, PTSD) の未然防止にもつながるものである。

(ウ) 心的外傷後ストレス障害等への対応として、中長期的な精神保健対策の実施についても留意すること。

(2) 資質の向上

迅速かつ的確な救助を実施することができるよう、救助担当職員に対し、救助に係る実践的な研修や訓練を行っておくこと。

(3) 職員の登録

災害を経験した都道府県においては、災害業務の実践を経験して実務に精通した職員をあらかじめ登録し、災害時に直ちに活用できるようにしておくこと。

3 被害情報の収集・連絡体制の整備

(1) 体制の整備

災害は突発的に襲い、平常時には予測できない状況が発生するが、被害状況の把握、収集及び連絡は、その不足や遅滞等が迅速な救助に支障をきたすことから、平時から次の点に留意して体制の整備を図っておくこと。

ア 担当職員の自発的な参集体制の整備、参集訓練の実施を図るほか、代替職員による補完体制の整備等についても留意を図る必要があること。

イ 災害により発生する様々な場合を想定し、職員の参集手段、代替職員による補完体制及び機関間の通信手段等について、複数の方法を定めておくこと。

(ア) 想定される事態

- ① 被害状況把握のための交通手段の途絶
- ② 連絡のための通信網の途絶等
- ③ 被害状況の収集及び報告を行う職員自身の被災及び出勤のための交通手段の途絶等により出勤できない場合等。

(イ) 検討しておく事項

- ① 複数の通信手段の確保、複数の職員参集手段の確保
- ② 情報収集体制の整備方法の複数化
 - a 他の部局（出先機関を含む）による補完体制（担当以外の者用のマニュアル策定等を含む）
 - b 被災市町村への他市町村又は都道府県出先機関による応援体制
 - c 周辺都道府県相互間による応援体制

ウ 被害状況等の情報は迅速かつ的確に集約し、その結果を都道府県庁の内部関係部局や幹部等へ伝達・共有する縦と横の連携が行えるシステムを構築し、発災時において迅速な意思決定ができる体制を整備すること。

エ 在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む）を得られないため、直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障を来す者などの把握及び必要物資の提供については、関係部局・団体等と連携を図り配慮すること。

（2）多様な通信手段の確保

ア 都道府県、市町村間の情報収集・連絡を迅速に行うことができるよう、防災業務無線、衛星通信システム、緊急回線等、地域の実情にあわせ活用できる多様なルートによる情報通信手段を確認・整備しておくこと。

イ 情報通信機器については、耐震対策を進めるとともに、停電のときにも機能するよう、必要に応じて非常時の発電システムを整備しておくこと。

ウ 市町村役場等が被害を受け、都道府県、市町村間の連絡ができなくなる事態も想定し、都道府県職員等を現地に派遣し、直接情報収集に当たる体制も整備しておくこと。

（3）情報担当職員に対する訓練

情報通信機器を的確に操作できるよう、平常時から担当職員に対し実践的な訓練を行っておくこと。

また、担当職員がいない場合も想定し、できる限り幅広く関係職員に訓練を行っておくこと。

（4）緊急回線の活用

ア 災害時には、通信網の途絶等により情報収集が遅れ、応急救助の実施に円滑さを欠く事例も見られるので、混乱時における有線電気通信設備等の優先利用について事前にN T T等の関係機関と協議しておくこと。

イ 有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難などには、日本赤十字社が保有する非常無線等を活用するほか、必要に応じ、警察無線、又はアマチュア無線等の活用も考慮すること。

（5）安否確認・避難誘導

要配慮者に対する安否確認を可及的速やかに行うことができるよう、市町村に対しガイドラインを踏まえ、要配慮者情報の収集・共有を図るとともに、避難支援者、避難所、避難方法等について定めた避難支援計画を策定し、安否確認、避難誘導を行うように指導すること。

4 市町村長に対する救助の委任（法第13条）

（1）救助の委任の留意点

ア 救助の委任は、救助の迅速、的確化が図られ、かつ、市町村において実施し得る範囲に限り、災害ごとに市町村長へその事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を通知して行うこと。

イ 救助の委任に当たっては、迅速な救助を実施するために事前に市町村に対し、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めておくこと。

ウ あらかじめ市町村に対し、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めておくことが望ましい救助としては次に掲げるものが考えられる。

(ア) 避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与及び被災者の救出等、最も緊急を要する救助。

(イ) 学用品の給与等、都道府県において実施することが困難であると認められる救助。

エ 応急仮設住宅の供与については、建設用地や民間賃貸住宅の空き住戸の確保を含め、提供に当たってどういった役割分担をするか明確にしていただくとともに、あらかじめ都道府県・市町村間で協議していただくことが望ましい。

オ 市町村に対しては、次に掲げる方法などで事前に準備を求めておくことが考えられるが、一律に行う必要はなく、実際の救助に実効があがるように定めて差し支えない。

例えば、市町村の救助体制を勘案し、地方自治法第259条の19に定める指定都市や中核市等に対しては、その大半について救助を実施する準備を求め、他の市には一定の救助を、他の町村には緊急を要する一部の救助のみしか実施の準備を求めないとして差し支えないということであり、更に都道府県の機関等との遠近を勘案するなどし、個々の市町村毎に異なるものとして差し支えないということである。

(ア) 救助種目毎にその全部の実施について準備を求める方法

(イ) 救助種目の内的一部の実施について準備を求める方法

(ウ) 全市町村長に実施についての準備を求める方法

(エ) 一部の市町村長にのみ実施についての準備を求める方法

カ あらかじめ市町村に対して、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めていない救助についても、その都度、都道府県の指示により補助機関として市町村が実施できる。また、災害の規模・態様及び地域の特性等により、必要に応じてその都度委任することも差し支えない。

(2) 市町村への助言等

ア 都道府県が市町村に救助の委任をする場合は、次の事項について周知徹底を図るとともに、市町村における救助事務の取扱要領を作成するほか、市町村の幹部職員及び実務担当者へ研修を行うなど、一貫した組織を確立しておくこと。

(ア) 委任する救助の種類とその程度、方法及び期間

(イ) 法第29条の規定により救助の実施に要する費用を一部繰替支弁させる場合の費用の範囲及びその精算方法等に関する事務

イ 都道府県は市町村に対し、救助の委任の有無にかかわらず、迅速かつ的確な救助を実施するため、次の事項について周知徹底を図るとともに、研修等による一貫した組織を確立しておくこと。

(ア) 被害状況等の報告

(イ) 救助の種類とその程度、方法及び期間

(ウ) 法第29条の規定により救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させる場合の費用の範囲及びその精算方法等に関する事務

(エ) その他災害救助の実施に必要な事項

5 都道府県相互の救助の応援

(1) 大規模災害等に備え、あらかじめ他の都道府県と救助の応援に関する協定等を締結しておくこと。この際、応援協定又は応援協定に基づく細則等に、要請等の手続き、応援をうける救助の内容、方法、費用負担等について明確にしておくこと。

- (2) 大規模災害等、災害の規模・態様によって、被災都道府県による被害状況の把握が遅滞することもあるので、内閣府と連絡調整を図り、被災都道府県の被害状況の把握について周辺都道府県が協力することを定めておくこと。
- (3) 災害の状況によっては、応援要請が遅滞することも考えられるので、次により、緊急を要する救助について周辺都道府県が自主的な応援ができるように、あらかじめ救助の種類、程度、方法及び期間並びに費用負担等について定めておくこと。
- ア あらかじめ定めておく救助の種類は、特に緊急を要する救助とし、その他の救助については、①被災都道府県の要請を受けた場合、②法第14条に基づく内閣総理大臣の応援の指示を受けた場合、又は、③応援協定等に基づく場合等が考えられる。
- イ 救助費用の負担については、原則として、法第20条の規定に基づき応援した都道府県が被災都道府県に求償し、法第21条の規定に基づき被災都道府県が国庫と精算すること。
- (4) 大規模災害により広域避難が必要となり、被災都道府県から救助の応援要請があつた場合は、応援都道府県は、被災都道府県からの避難者を迅速に受け入れるための体制を確保すること。

6 事業者団体等との協定

- (1) 食料、生活必需品の調達、応急仮設住宅の建設、応急修理の実施等、事業者の協力を得ることが必要な救助については、あらかじめ事業者団体等と物資供給等に関する協定を締結しておくこと。
- また、高齢者、障害者等の救助に当たり特別な配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）に必要な生活必需品等の調達に係る協定も締結しておこくこと。
- (2) この協定では、応援要請又は協力の手続き、応援又は協力を受けるべき救助の内容及び方法、並びに費用負担のあり方等について明確にしておくこと。

7 ボランティアの協力

- ボランティアとして被災地にいる者についても、近隣の者と解し、法8条による協力命令を行って差し支えない。
- (1) 協力命令は、従事命令と異なり強制力を伴うものではなく、公用令書等により実施する必要はない。
- (2) 都道府県知事又は都道府県知事から救助の委任を受けた市町村長の要請によりその調整下に行われた救助は、協力命令によってなされた救助と解して差し支えない。
- (3) ボランティア等による炊き出し、ボランティアの医師等による医療であっても、協力命令により行ったものは、その原材料費、器材、薬剤等については法による救助として支出できる。
- (4) 労務提供の対価としての人件費については、炊き出しその他による食品の給与において、ボランティア等への支給分を救助事務費で対応できないため、賃金職員等雇上費で処理したなどの特別な事情にあるものを除き支出できない。

ただし、法第12条に定める扶助金を支給しなければならない事由が生じた場合の扶助金は、当然、この限りでないが、この場合の取扱いに当たっては、ボランティア保険等との関係、他の被災者やボランティア等との均衡を考えて取り扱うこと。

8 住民に対する啓発

災害に備え、平常時から住民自らが次のこと取り組むよう、広報活動等を通じて啓発を行うこと。

- (1) 避難所と避難経路の確認、非常時の持出品の準備、3日分程度の食料・飲料水、生活必需品等の備蓄に努めること。
- (2) 災害が発生した場合には、住民が相互に協力し、負傷者の救出、安否確認、要配慮者への支援、避難所の運営等に努めること。
- (3) 要配慮者自らも緊急時の連絡先の確認や地域社会との関係づくりに取り組むこと。

9 救助の実施体制に関する事項

(1) 避難所等の設置

ア 避難所等の指定

(ア) 災害時の住民の安全な避難を図るため、あらかじめ地域防災計画等により避難経路、避難場所（避難所を含む。）を定めること。

(イ) 避難所の指定にあたっては、当該地域の大多数の住民が避難することも想定し、その必要な量の確保を図っておくこと。

(ウ) 避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、できる限り、生活面での物理的障壁の除去（バリアフリー化）された公民館等の集会施設、学校、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすること。

(エ) 都市化の進んだ人口密集地域等で、管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合は、あらかじめ次により避難所の確保を図り、必要に応じて避難所より移動する方法等について定めておくこと。

- ① 企業が所有する施設等の協力
- ② 都道府県内の市町村間での協力
- ③ 他の都道府県との災害援助協力等

(オ) 公的宿泊施設、旅館及びホテル等を避難所として借り上げて対応することも可能であり、特に避難が長期化した場合、要配慮者の避難先としての活用が望まれるので、あらかじめ協定を締結するなどの事前準備を進めておくこと。（別添1「新潟県中越地震における協定書」参照）

イ 避難所等の周知

(ア) 避難所を指定した場合は、広報紙等により、災害時の避難経路、避難所以外の指定緊急避難場所とともに、地域住民に対し周知を図るほか、防災の日等を活用して年1回以上は広報を行うなど、その周知徹底を図ること。特に福祉避難所については、要配慮者やその家族等に対して福祉避難所の場所や名称の周知を図ること。

(イ) 避難所として指定した施設については、住民にわかりやすいよう避難所である旨を当該施設に表示するほか、避難経路、避難所以外の指定緊急避難場所等の表示についても配慮すること。

ウ 利用関係の明確化

(ア) 避難所をあらかじめ指定しようとするときは、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておくこと。

(イ) 学校を避難所として指定する場合については、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係部局と調整を図ること。

この場合、文部科学省において「学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議」による「学校等の防災体制の充実について」（平成8年9月2日）の報告書を教育委員会あて配布しているので、これらを参考にすること。

エ 避難所運営の手引き（マニュアル）の作成

(ア) 避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営の手引きを作成し、避難所の運営基準や方法を明確にしておくこと。

なお、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を配布しているので、作成する際の参考にされたい。

(イ) 手引きは、要員不足にも対応できるよう、災害救助関係職員以外の者の利用を想定したものとすること。

(ウ) 手引きに基づき、関係部局・機関の理解及び協力も得て、平常時から避難所の管理責任予定者を対象とした研修を実施すること。

(エ) 福祉避難所の設置・運営に関しては、福祉避難所として使用する施設との間であらかじめ協定を締結しておく必要がある。協定の締結に当たっては、手続き、福祉避難所での援助の内容・方法、費用負担等について明確にしておくこと。（別添2「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（例）」参照）

オ 避難所における管理責任者の配置体制

(ア) 避難所を設置した場合は、原則として各避難所に都道府県又は市町村職員等による管理責任者を配置できる体制の整備に配慮しておくこと。

(イ) 災害発生直後から当面の間、管理責任者の配置が困難なことも予想されるため、当該施設の管理者又は職員を管理責任者に充てることも考えられるので、事前に関係部局・機関及び当該施設管理者の理解を十分に得ておくこと。

特に、学校等が指定されていることが多いことから、学校職員等を管理責任者に当てるについて教育委員会、学校等の理解を十分に得ておく必要がある。

カ 避難所の運営体制

(ア) 避難所を設置した場合は、被災者による自発的な避難所での生活のルールづくり等、避難所の自治会等による自主的運営が行われるよう、あらかじめ地域の自治会等、地域社会からの理解及び協力を得られるようにしておくこと。

さらに、避難所の運営に当たっては、女性等の視点を取り入れ、様々な配慮が行えるよう検討すること。

(イ) 巡回パトロールによる避難所における個別の需要の把握及び防犯対策等のため、あらかじめ警察等と連絡調整を図り、連携を図れる体制を確立しておくこと。

キ 避難所における備蓄

(ア) 避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しておくことが望ましい。

この場合、避難所に予定される施設は、他の用途に使用されていることから、関係部局・機関及び当該施設の管理者等の理解を得た上で実施すること。

(イ) 都道府県が行う避難所における備蓄は、法第26条第3号に該当する場合には、法第22条の災害救助基金による分散備蓄と認められるが、この場合、当該施設は都道府県の所有施設であることは要しない。

(ウ) 避難所や備蓄倉庫等が被災した場合、備蓄物資が利用できなくなる可能性もあることから、備蓄の地域分散についても考慮するとともに、平素から構造等の点検に努めること。

ク トイレ、風呂の整備

トイレ、風呂が設置されていなかったり、災害時に不足することが予想される場合には、あらかじめ、仮設トイレや簡易シャワー・簡易風呂等の調達方法について検討したり、ポータブルトイレ等の備蓄を進めるなど対策を講じておくこと。

また、要配慮者が使いやすい洋式トイレ等も開発されていることから、あらかじめ事業者と協定を結ぶなど、事前準備を進めておくこと。

ケ 女性避難者への配慮

仮設トイレを設置する際には、男性用と女性用とを衝立で仕切る等の女性への配慮を行うとともに、衛生面についても注意すること。

また、更衣室や授乳場所の確保など女性の避難者やボランティアの声を十分に聞き、女性の利用に配慮すること。

コ 福祉避難所の指定

(ア) 要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。以下同じ。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておくこと。

(イ) 福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された老人福祉センター、特別支援学校、防災拠点型地域交流スペース等の施設とすること。

(ウ) 福祉避難所を指定した場合は、その施設の情報（場所、収容可能人数、設備内容等）や避難方法について、要配慮者を含む地域住民に対し、周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。

サ 福祉避難所の量的確保

あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足する場合は、内閣府と連絡調整を図り、社会福祉施設等における設置や公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げにより対応すること。

シ 福祉避難所への避難誘導

(ア) 災害が発生し、福祉避難所の設置が必要と認められる場合には、できる限り速やかに福祉避難所を設置し、被災した要配慮者を避難させること。

なお、福祉避難所の対象者を介助する家族等を対象者とともに避難させることは差し支えないが、その者の取扱いに当たっては、原則として福祉避難所の対象者は解せず、通常の避難所の対象者として解すること。

(イ) 避難に介助等を要する者に対しては、家族、民生委員、地域住民、地方自治体職員等が協力して介助等を行うこととなるが、必要に応じて過度の負担とならない範囲で福祉避難所を設置する施設等の協力を得ること。

ス 福祉避難所の管理・運営

- (ア) 福祉避難所には、原則として、被災した要配慮者や家族の相談等に当たる者を配置し、日常生活上の支援を行うこと。
- (イ) 福祉避難所において相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮すること。
- (ウ) 常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとること。また、このような状況を想定し、あらかじめ関係機関と連絡調整しておくこと。
- (エ) 福祉避難所の設置期間は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めること。
- (オ) 福祉避難所においては、災害が発生したときに直ちに、高齢者、障害者等に配慮した簡易便器等の器物並びに日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器財が提供できるよう必要な体制を整備しておくこと。

セ 在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等への配慮

避難所が設置されたが、その避難所に居場所を確保できず、以下の例などによりやむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送る人もいるため、そのような人の状況を適切に把握し、個々の事情に応じた配慮を行うこと。

（例）

- ・子供が周囲に迷惑をかけるので、（申し訳なくて）避難所にはいられない。
- ・避難所は定員オーバーで入れなかつた。
- ・ライフラインは途絶えたが自宅は無事だったので、全壊の人が多い中、避難所にいるのが申し訳ない。
- ・持病があり（薬がない状況）ため心配。
- ・バリアフリーではない避難所では、身体が不自由でトイレまでの（階段等の）段差が辛い。

ソ 避難所における健康管理・福祉的対応

- (ア) 発災後速やかに保健師等による健康相談やこころのケアの専門家の派遣などの対策を実施するとともに、あらかじめ他の地方公共団体と保健師等の応援協定を結んでおくなど事前準備を進めておくこと。
- (イ) 介護福祉士やホームヘルパーなど、介護・福祉の専門家は被災者の日常の生活リズムを取り戻す支援等の重要な役割を担うものであり、発災後速やかに介護・福祉職の派遣など福祉的サービスの提供が可能となるよう、あらかじめ福祉関係者と協定を締結するなど事前準備を進めておくこと。

（2）応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅については、建設型のみならず、公営住宅や国家公務員宿舎等の一時使用を行うとともに、民間賃貸住宅の借上げ及び住宅の応急修理等を勘案し、総合的に対応すること。

ア 建設用地の確保・把握

(ア) 応急仮設住宅の建設用地については、大規模災害等、大量な応急仮設住宅の設置が必要な事態に備え、都道府県は市町村と調整を図り、事前に公有地等のほか、その他の土地を含め、建設可能な土地を選定し、候補地リストを作成しておくこと。

この場合、応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸住宅を借り上げて対応することも可能であるため、借り上げによる供与を想定している場合は、その対応による供給分も踏まえ、土地の選定に努めること。

また、事業者等と協力し事前点検を行い、土地の状況、周囲の環境等を把握しておくこと。

(イ) 大規模災害等、大量な応急仮設住宅の設置が必要な事態に備え、都道府県は市町村の協力を得て、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地を量的に選定し、確保しておくことが望ましいが、都市化の進んだ人口過密地域等において、量的な確保が困難な場合は、次によりあらかじめ建設用地としての可能性がある用地を把握しておくこと。

- ① 都道府県及び市町村は、建設可能な公有地を把握しておくこと。
- ② 都道府県及び市町村は管内の企業が所有する用地について協力の可能性を把握しておくこと。
- ③ 都道府県は都道府県内の市町村間による協力体制を確立しておくこと。
- ④ 都道府県は他の都道府県との災害援助協定の締結等による協力・連携体制を確立しておくこと。

(ウ) 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定すること。

(エ) 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、民有地についても、公租公課等の免除を前提に、無償で提供を受けられる土地を優先して予定すること。

イ 立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療機関、学校、商店、交通、騒音等の立地条件についても配慮すること。

ウ 利用関係の明確化

建設用地として予定する用地を選定した場合は、当該用地の所有者等と設置期間や費用負担のあり方等、用地の利用関係についてあらかじめ協定を結ぶ等明確にしておくこと。

エ 建設事業者団体等との協定

(ア) 応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、あらかじめ建設事業者団体等と建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておくこと。

(イ) 協定の締結に当たって、標準的な応急仮設住宅を定める場合は、高齢者・障害者等の利用に配慮した仕様が誰にとっても利用しやすいことに着目し、通常の応急仮設住宅についても、できる限り物理的障壁の除去された（バリアフリー）仕様とするなどの配慮をするとともに、国土交通省による「応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ」（平成 24 年 5 月 21 日）等を参考に寒冷地や積雪地仕様等、地域の気候風土を考慮した仕様をあらかじめ検討すること。

また同様に、標準的な応急仮設住宅を定める場合は、個々の身体状況や生活様式、単身・多人数の世帯構成等、多様な世帯の入居に対応できるように、できる限り複

数の標準的な規模・仕様を設定すること。

オ 一般対策との連携体制

- (ア) 応急仮設住宅入居者に対して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等、各種行政サービスが提供されるように関係部局・市町村等と連携が図れる体制を確立しておくこと。

特に、民生委員、保健師の訪問等、積極的な需要等の把握に努め、被災者の心的外傷後ストレス障害 (Post Traumatic Stress Disorder, PTSD) 等に対応する中長期的な精神保健対策の実施についても留意すること。

- (イ) 大規模な応急仮設住宅団地を整備する場合は、入居者の日常生活の利便性を確保するため、商業施設の設置、路線バスの増発・新規開設等に配慮する必要があるので、関係部局等と連携が図れる体制を確立しておくこと。

カ 応急仮設住宅の手引き（マニュアル）の作成

応急仮設住宅の設置が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ応急仮設住宅設置の手引きを作成し、災害発生時の実務や事前準備（建設、用地の選定確保）等を明確にしておくこと。なお、応急仮設住宅については、「応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ」を配布しているので、作成する際の参考にされたい。

(3) その他の救助

ア 食料・飲料水等の給与

- (ア) 食料・飲料水は避難生活に不可欠であることから、災害が発生したときに直ちにこれらを提供できるよう、備蓄の推進、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との物資供給協定の締結等を図っておくこと。

- (イ) 事業者団体等の協力、交通状況の把握、必要に応じた緊急輸送路の確保など、食料・飲料水等を迅速に運搬・支給する体制を準備するため、関係部局による連携体制を確立しておくこと。

- (ウ) 調達物資のほか、義援物資が大量に搬入されることも考えられるので、調達物資と義援物資との調整体制、ボランティアとの連携を含めた受け入れ体制、運搬・配布体制についても定めておくこと。

- (エ) 備蓄食料については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討すること。特に高齢者、障害者、乳幼児、病弱者等の利用にも配慮し、創意工夫をこらすこと。

- (オ) 炊き出しその他による食品の給与は、備蓄食料や食料提供業者等によるほか、地域社会の協力、ボランティアとの連携、給食センター等の集団給食施設の利用等による炊き出し等、多様な供給方法を整備しておくこと。

イ 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与

- (ア) 被服、寝具などの生活必需品を確保するため、災害が発生したときに直ちにこれを提供できるよう、備蓄の推進、事業者団体等との物資供給協定の締結、他の都道府県との災害援助協定の締結等を図っておくこと。

また、要配慮者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材（例：紙おむつ、ストーマ用装具など）についても、同様の対応を図っておくこと。

また、要配慮者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用装具などの消耗器材について法第4条第1項第3号に基づき給与することが可能であるとともに、福祉

避難所においては、これらの消耗器材の費用を特別な配慮のために必要な実費として加算することができるようになっている。このため、これらの消耗器材についても、備蓄の推進、事業者団体等の物資供給協定の締結等を図っておくこと。

- (イ) 物資供給業者の協力、交通状況の把握、必要に応じた救援用物資集積基地の設置など、生活必需品等の救援用物資を迅速に運搬・支給する体制を整備するため、関係部局による連携体制を確立しておくこと。
- (ウ) 調達物資のほか、義援物資が大量に搬入されることも考えられるので、調達物資と義援物資との調整体制、ボランティアとの連携を含めた受け入れ体制、運搬・配布体制についても定めておくこと。

ウ 医療

- (ア) 災害発生直後の混乱期に、迅速に救護班の活動が開始できるよう、あらかじめ公立病院、日本赤十字社等の協力を得て救護班を編成しておくこと。また、必要に応じ地域医師会等とも連携を図れる体制を定めておくこと。
- (イ) 災害発生後、医療の提供を的確に行う上で、次のような情報が不可欠であるので、関係部局とあらかじめ役割分担や連絡体制を定めるなどし、被害状況等を速やかに把握できるよう、関係部局による連携体制を確立しておくこと。
 - ① 被災地域における医療施設及び設備の被害状況
 - ② 被災地域における医療施設の診療機能の可否
 - ③ 医療品及び医療用資器材等の確保状況
 - ④ 被災地域及び周辺地域の交通状況
- (ウ) 救護班による応急的な医療のほか、後方医療機関等により的確に医療が提供できるよう、患者搬送体制を整備しておくこと。
また、ヘリコプター等を活用した広域的搬送体制や他都道府県との協力体制についても定めておくこと。

エ 住宅の応急修理

発災後、速やかに住宅の応急修理を行うことは、避難生活の早期解消の観点からのみならず、被災者に対し生活再建の道筋を早期に提示する観点からも重要であることから、あらかじめ応急修理の実施要領等を定めるとともに、応急修理を実施する事業者を指定しておくこと。

オ 死体の搜索及び埋葬

- (ア) 災害発生直後の遺体検案を円滑に実施するため、検案を担当する医師の確保を図るほか、警察等と連絡調整を密にし、迅速かつ的確な検案を行うための体制を確立しておくこと。
- (イ) 遺体の処理を円滑に行うため、遺体を一時的に収容する場所、遺体搬送のための車両、遺体保存のためのドライアイス等の確保を図るため、関係部局による連携体制を確立しておくこと。
- (ウ) 地元火葬場の被災も想定し、広域的な火葬ができるよう、遺体の搬送のための車両、ドライアイス、棺、骨壺等の確保、ヘリコプター等を活用した広域的搬送、他の都道府県との協力等の体制について定めておくこと。
- (エ) 災害が発生したときには、直ちに地元火葬場の被害状況、火葬場の処理能力を把握できるよう、関係部局による連携体制を確立しておくこと。

(オ) 速やかな埋葬を希望する遺族に対する埋葬のための相談窓口の設置など、火葬場、遺体搬送等の広域的情報を的確に提供できる体制を定めておくこと。

カ 関係機関との連携

遺体の搜索・処理、被災者の救出、医療等については、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、日本赤十字社等との円滑な連携が必要なので、平常時から緊密な連絡調整を図り、災害時に十分な連携が図られる体制を確立しておくこと。

(4) 心理的ケア

ア 救助の実施に当たっては、次の観点から、民生委員、各種相談員、保健師等のほか、他の自治体等からの応援・職員派遣及びボランティアの活用等を図るなど要員を確保し、できる限り被災者の話を聞く体制整備に配慮すること。

イ 被災者の需要を的確に把握するために、被災者の相談に十分対応することが重要である。

ウ 精神的な打撃のため需要等が顕在化しない者も想定されることから、できる限り被災者の話を聞くように努めることが、正常なストレス反応（Normal Response）のうちに消失を図り、急性ストレス障害（Acute Stress Disorder, ASD）や心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder, PTSD）の未然防止にもつながるものである。

(5) 情報提供体制

救助の実施に当たっては、被災者等の住民に対する情報提供の重要性を勘案し、都道府県及び市町村は、共有すべき情報の種類及び連絡方法などについて検討し、次の点に留意し、情報提供体制について整備又は検討しておくこと。

ア 市町村内の放送設備等の配備についての把握、及びこれらを活用した被災者等の住民に対する情報提供

イ 被災時の広報紙等の発行と配布方法

ウ パソコン等の情報機器を活用した情報提供方法

エ 避難所等（福祉避難所、集会所を含む。）における管理責任者配置のルールとこれに対する情報提供の方法

オ 避難所等における掲示板又はパソコン等の情報機器の設置

カ その他被災者等の住民に対する十分な情報提供ができる体制の整備

10 災害救助基金の取扱いに関する事項

(1) 規則の制定

ア 法第22条に定める災害救助基金（以下、「基金」という。）の設置、管理及び処分にかかる細部の取扱いに関しては、都道府県において規則をもって定めること。

イ 当該規則を制定又は改正した場合は、速やかにその写しを内閣総理大臣に提出すること。

(2) 基金の管理・運用上の留意点

ア 基金から生じる利子収入等は、毎年歳入予算に計上し、基金積立金として歳出予算に計上して処理することが望ましい。

イ 基金から支出することができる費用は、原則として法による救助に要した費用、及び法第26条第3号の規定により法第4条第1項に規定する給与品の事前購入に必要

な費用、並びに法第27条の規定により基金の管理に必要な費用である。

したがって、災害の際の見舞金品又は平常時の災害救助訓練に要する費用等には原則として基金から支出できない。

ウ 法第26条第3号の規定による法第4条第1項に規定する給与品の事前購入については（3）によること。

エ 基金から支出することができる基金の管理に要する費用は、基金の管理に直接必要な手数料、保管料等の費用をいい、都道府県職員の人事費の類は含まれない。ただし、

（3）に定める評価委員会の委員の経費及び物品の保管料に含まれる都道府県職員以外の経費については認められる。

オ 基金が法第23条に定める最少額を上回る場合に、その範囲で被災者に給与されない機器等を購入するなど、本来は基金による支出と認められない費用に充てる場合は、厳密に言えば、当該相当額を当初から基金に繰り入れず、一般会計の歳出として計上することが適切な取扱いであろう。

（3）基金による備蓄等

ア 法第26条第3号の規定により、事前購入された法第4条第1項に規定する給与品（以下、「基金による備蓄物資」という。）は、法第4条第1項に規定する給与品に限られる。

イ 具体的には、法による救助を行うために必要となる被災者への給与品であり、応急的に必要になると考えられる食料、飲料水、毛布、その他の生活必需品等である。

したがって、厳密に言えば、救助を行う者が使用する機器の類、救出用の重機等、被災者に給与されない物品は救助に必要な物資であっても認められない。

なお、要配慮者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材についても基金による備蓄が可能であること。

ウ 基金による備蓄物資の管理は、善良な管理者の注意をもって行うとともに、毎年度当初において、次により、公正な評価者により時価による評価をしておくこと。

（ア）時価評価については、適正な価格を決定するため、評価委員会を組織して行うことなどが望ましい。

（イ）評価委員会は、物資の品目によっても異なるが、専門業者及び物資取扱いに経験のある都道府県職員をそれぞれ5名程度で構成することが概ね妥当なものと考えられる。

（ウ）評価委員会による評価の結果なされた価格の増減については、評価調査をもって、基金の増減を行うことになると考えられる。

エ 基金による備蓄物資は、当該都道府県の救助に支障をきたさない範囲で、災害救助訓練、災害救助法による救助に至らない小災害時の救助及び他の都道府県の応援に一時的に利用されることなどが考えられる。

厳密に言えば、これらの取扱いは好ましいことではないが、現実的には、当該評価額相当を当該年度内に一般会計から基金に繰り入れた場合には、やむを得ないものと考える。

また、他の都道府県の応援に利用した場合、求償された時点に補充されることも厳密に言えば好ましくないが、現実的にはやむを得ないだろう。

オ 迅速な救助を実施するため、避難所等に非常用物資を分散備蓄しておく場合の備蓄

物資については、法に定める範囲内（法に規定する給与品及びその管理費）において、基金を活用して差し支えない。

カ 事業者団体等との協定等に要する経費は、通常、基金による備蓄物資とは認め難いと考えられるが、ランニングストックに要する経費は、基金による備蓄物資と解釈し得る考え方もあるので、内閣府と連絡調整を図ること。

キ 各年度における基金の積立状況等について、毎年度6月15日までに災害救助基金報告書により内閣総理大臣に情報提供しなければならない。